各種手当の申請について

◎特別児童扶養手当

在宅の心身障害児（20歳未満）で、次の障害程度を有する児童を養育している方は、特別児童扶養手当が受けられます。

支給要件

手当は、障害程度により1、2級に分かれます。

1級該当　身体障害者手帳1、2級・療育手帳A程度

2級該当　身体障害者手帳3、4級・療養手帳B－1程度

または、同程度以上の精神障害のある児童

所得制限

この手当には、所得制限があります。また、受給者は、毎年8月に所得状況届の提出が必要となります。

◎特別障害者手当など

○障害児福祉手当

身体または知的・精神が重度で永続する障害があるため、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の方で、特別児童扶養手当1級程度の障害と認められている方に支給されます。

○特別障害者手当

身体または知的・精神が重度で永続する障害があるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方で、国民年金法の1級程度の障害が重複されていると認められる方に支給されます。

所得制限

この手当には、所得制限があります。また、受給者は、毎年8月に所得状況届の提出が必要となります。

申請・問合先
いきいきプラザ都留内
福祉課　障害者支援担当
☎（46）5112
（内線111・112）

山梨県富士・東部保健福祉事務所だより

子ども救急電話相談について

夜間に子どもの具合が悪くなった時、すぐに医療機関へ連れて行くか、翌朝まで様子を見るべきか迷ったことはありませんか？

県では医療機関の診療時間外における不安を解消するために、看護師による電話相談を行っています。子どもの症状に合わせて、医療機関を受診する必要があるかどうか、また、家庭でできる対処法などを助言します。

なお、明らかに急応を要する症状の場合は、医療機関または、119番へ連絡してください。

利用時間　毎日午後7時から午後11時
電話番号　#8000
※ダイヤル回線の方は、
055－226－3369

相談内容

子どもの急な病気に関する相談（発熱、下痢、嘔吐、ひきつけなど）

※慢性疾患など、急を要しない相談は遠慮してください。

※電話による診断、治療はできません。

看護の日・看護週間
～看護の心をみんなの心に～

少子・高齢化社会を支えるためには、人に対する世話や看護について、十分に認識を深めることが必要です。そこでフローレンス・ナイチンゲールの生誕を記念して毎年5月12日を「看護の日」に、また、5月9日～15日の間を「看護週間」とし、「フェスタ看護」と銘打って、さまざまなイベントを開催します。

○第32回山梨県看護大会

期日　5月14日（金）午後2時～
場所　ベルクラシック甲府

○看護の心普及キャンペーン

期日　5月12日（水）
場所　富士五湖・東部地域内の駅前や病院など（後日詳細決定）

○一日看護師

期日　6月～7月
対象　高校生
内容　看護師業務の体験

○みんなで話そう―看護の出前授業

対象　中学生・高校生の希望者

申込・問合先
富士・東部保健福祉事務所健康支援課
☎0555（24）9034